

掛川市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき認定した市道に係る終点の地番を次のとおり変更する。その関係図面は、平成29年3月1日から2週間掛川市維持管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月1日

掛川市長 松井三郎

1 変更の内容

NO	路線名	新旧の別	起点（変更なし）	終点
1	十九首本通り線	旧	下俣字五十ノ坪219-1	十九首字十九首4-2
		新	下俣字五十ノ坪219-1	十九首字十九首75

2 変更の理由

十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業により従前の地番が消滅し、新たな地番が換地処分されたため。